

## 鉄道・運輸機構と石川県建設業協会が災害協定を締結 ～災害に強い地域鉄道の構築に向けて連携しました～

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と一般社団法人石川県建設業協会は、IR いしかわ鉄道をはじめとした石川県内の地域鉄道の迅速な災害復旧等を連携して推進するため、災害協定を締結しました。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）は、本年3月16日に開業した北陸新幹線金沢・敦賀間の建設など、全国で鉄道を120路線（総延長3,800km）以上整備する中で、鉄道整備に関する様々なノウハウを蓄積してきました。

これらのノウハウを活用して、鉄道・運輸機構では、東日本大震災の際は三陸鉄道の復旧工事を行うとともに、2023年4月から「鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)」(別添1参照)を創設し、令和6年能登半島地震で被災した鉄道事業者(のと鉄道)にも職員を派遣して被災状況調査を行うなど、復旧早期化支援に取り組んできました。

一方、一般社団法人石川県建設業協会（以下「石川県建設業協会」という。）は、能登半島地震における道路啓開や河川堤防補強等において中心的な役割を担うなど、石川県内で発生する地震・風水害・雪害等の各種災害に対して、北陸地方整備局や石川県等の発注者と連携し、地域の迅速な復旧・復興工事に取り組んできました。

今般、3月26日に鉄道・運輸機構とIRいしかわ鉄道株式会社が被災時の迅速な災害復旧等を含む包括的連携に関する協定を締結したことを踏まえ、被災時におけるIRいしかわ鉄道をはじめとした北陸地域の地域鉄道の災害復旧等を迅速に進めるため、5月30日に鉄道・運輸機構と石川県建設業協会は災害協定を締結しました。（別添2参照）

本協定の締結により防災体制が強化されるとともに、より一層の災害対応が可能となります。

### <本件に関するお問合せ先>

鉄道・運輸機構

(災害協定に関する問い合わせ)

建設企画部 技術企画・安全推進課 高原 TEL 045-222-9063

鉄道技術センター企画部企画課 下津 TEL 03-5403-8740

石川県建設業協会

常務理事 地中 TEL 076-242-1161

## ■石川県建設業協会と鉄道・運輸機構の災害協定締結式

○締結日:令和6年5月30日(木)

○場所:石川県建設業協会

協定の締結にあたって、石川県建設業協会 鶴山会長は「この度の能登半島地震は、今まで経験したことのない大地震であり、交通の大動脈である幹線道路や空の玄関口である能登空港など、能登地方の社会インフラに甚大な被害が発生しました。国や県からの災害協定による支援要請を受け、地震発生直後から道路啓開や緊急資材の支援活動に全力を挙げて取り組んできましたが、これらの教訓から公共交通施設における地方鉄道の防災力の強化も極めて重要であると考えます。今回の災害協定締結を通じて、石川県建設業協会との連携がさらに強化され、鉄道災害への取り組みが円滑に進められることを心より願っています。災害時には、建設業界が迅速かつ効果的な支援を行い、鉄道災害の復旧・復興に貢献できるよう、「地域の守り手」としての役割を果たして参りたいと思います。」とし、鉄道・運輸機構 渡邊鉄道技術センター長は「昨今の自然災害の頻発・激甚化に対し、被災した鉄道への技術支援を速やかに行うには事前の準備が重要です。今般の、「地域の守り手」として地元に通じた石川県建設業協会様との協定はその準備の一環です。平常時から協会との連携体制を構築することにより、万が一のときに速やかな対応が可能となるように取り組んでまいります。」としました。



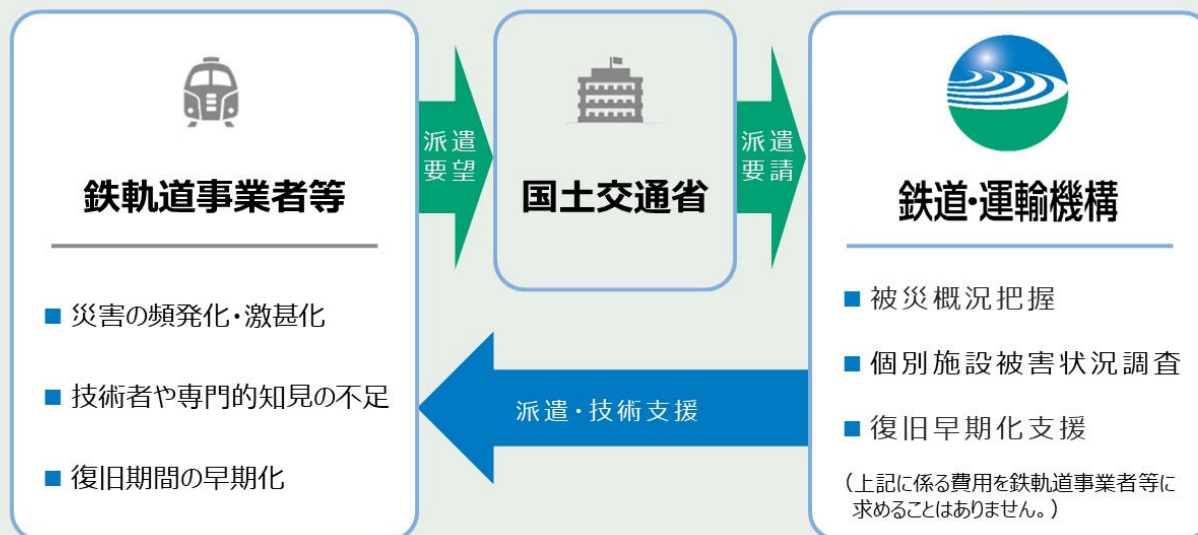
左:石川県建設業協会 鶴山 庄市 会長

右:鉄道・運輸機構 渡邊 修 鉄道技術センター長



# 鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）とは

鉄道・運輸機構「**鉄道災害調査隊（RAIL-FORCE）**」は、自然災害等により鉄軌道施設等が被災した場合、鉄軌道事業者等からの派遣要望を踏まえた国土交通省からの派遣要請に基づき、いち早く現地に出向き、新幹線の建設等で培った技術力を活用して、鉄軌道事業者等に被災状況調査などの技術的支援を行います。



## 石川県建設業協会と鉄道・運輸機構との災害時の連携に関する協定の概要

## ○目的

本協定は、石川県建設業協会管内で、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び大規模な火災等による被害が発生した場合又は発生すると予想される場合において、機構が鉄道事業者等からの委託を受けて復旧工事等を実施するにあたり、機構と石川県建設業協会の協力に関する必要な事項を定め、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とします。

## ○連携事項

## ①災害応急対策業務について

- ・ 鉄道・運輸機構は、災害時等に必要と認めるときは、石川県建設業協会に災害応急対策業務を要請します。
- ・ 石川県建設業協会は、対応可能な会員を選定し、鉄道・運輸機構に報告します。
- ・ 鉄道・運輸機構は、災害応急対策業務に対応する会員を決定し、石川県建設業協会及び当該会員に通知します。
- ・ 石川県建設業協会の会員は、速やかに鉄道・運輸機構の指示を受け、災害応急対策業を実施します。

## ②建設資機材調達について

- ・ 鉄道・運輸機構は、災害時等に必要と認めるときは、石川県建設業協会に建設資機材調達を要請します。
- ・ 石川県建設業協会は、会員の建設資機材の在庫情報を収集し、鉄道・運輸機構に報告します。
- ・ 鉄道・運輸機構は、必要な建設資機材を調達可能な会員を決定し、石川県建設業協会及び当該会員に通知します。
- ・ 石川県建設業協会の会員は、速やかに鉄道・運輸機構の指示する場所に調達を実施します。

## ③連絡体制について

- ・ 鉄道・運輸機構と石川県建設業協会は、災害発生時等における円滑な業務の実施に資するため、緊急時の連絡体制を整え、相互に連絡体制表を共有します。